

愛媛県議会基本条例（試案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員の責務と活動（第3条 - 第6条）

第3章 議会運営（第7条 - 第9条）

第4章 県民との関係（第10条 - 第14条）

第5章 知事等との関係（第14条 - 第19条）

第6章 議会改革（第20条・第21条）

第7章 議員の政治倫理（第22条・第23条）

第8章 議会事務局（第24条・第25条）

第9章 補則（第26条・第27条）

附則

愛媛県議会は、明治10年6月に公選制の特設県会として産声をあげた。全国共通の第1回県会が明治12年3月に一齐に開催されたが、それに先立つこと1年9ヶ月全国に先駆けた誕生であった。以来、134年、県民生活の向上を希求する先人たちの英知と不断の努力の下、本県議会は、幾多の困難を乗り越え、郷土愛媛の発展に寄与してきた。

こうした中、近年では、平成12年のいわゆる地方分権一括法や平成18年の地方分権改革推進法の施行などによる、地方自治体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う議会の役割及び責務は増大し、議会機能の充実強化が求められているなど、地方自治を取り巻く情勢が大きく変化してきた。

本県議会は、先人たちの志を継承し、県民に開かれた公平かつ公正な議会運営に取り組んできたが、これまで以上にその役割を果たし、県民の信頼と期待にこたえていくためには、透明性の高い議会運営を進めるとともに、県民の意思が県政に反映されるよう、政策

提案機能を強化し積極的に政策提言を行う等、さらなる改革を推進しなければならない。

また、二元代表制の下、議会は、知事その他の執行機関とは、互いの立場や機能を尊重しつつ、緊張ある関係を維持するとともに、切磋琢磨しながら連携し、共通目的である県民福祉の向上に取り組まなければならない。

ここに、本県議会は、県民から選ばれた県民全体の奉仕者としてその責任を自覚し、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員活動及び議会運営の原則等、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、地方分権の進展に対応した主体的な議会運営を確立し、県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担い、県意思決定を行う議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議員の責務と活動

(議員の責務)

第3条 議員は、県民の代表としての自覚及び責任感を持ち、常に県民全体の利益を考え、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握するとともに、議会活動を通じて県民の負託にこたえる責務を有する。

(議員の活動)

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 議会に提出された議案の審議及び審査を行うこと。
- (2) 予算が適切に執行されているか監視し、必要に応じて、提言を行うこと。
- (3) 県の政策形成にかかわる調査研究、企画及び立案を行うこと。
- (4) 県政について、県民の意見を聴き、及び県民に説明すること。

(研修及び調査研究)

第5条 議員は、議案の審議及び審査、政策立案及び政策提言に必要な能力の向上を図るため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派内及び会派相互間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 議会運営

(議会運営)

第7条 議会は、本会議及び委員会を公正に、及び円滑かつ効率的な議事を行うとともに、県民に開かれた透明性の高い運営に努めるものとする。

(本会議及び委員会)

第8条 本会議は、全議員で構成し、議会の最終的な意思決定を行うものとする。

2 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

3 特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新しい県政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

(議会の機能強化)

第9条 議会は、知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

第4章 県民との関係

(県民の意思の反映と県民参加の機会の充実)

第10条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させるため、委員会の運営に当たり、参考人及び公聴会制度の積極的な活用を努めるものとする。

2 議会は、県民から請願及び陳情が提出されたときは、誠実に処理するものとする。

(広報広聴機能の充実)

第 11 条 議会は、県民の意見を的確に把握するとともに、多様な媒体を活用し、県民に対し議会活動に関する情報提供を行うものとする。

(会議の公開)

第 12 条 議会は、委員会等を原則として公開するとともに、県民が傍聴しやすい環境を整備するものとする。

(情報公開)

第 13 条 議会は、愛媛県情報公開条例 (平成 10 年愛媛県条例第 27 号) の定めるところにより公文書の開示を行うほか、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(議会の説明責任)

第 14 条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

第 5 章 知事等との関係

(基本原則)

第 15 条 議会は、二元代表制の一翼として、知事等との立場及び機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、自らが持つ機能を遂行しなければならない。

(監視及び評価)

第 16 条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び能率的に行われているかどうかを監視及び評価し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

(政策立案及び政策提言)

第 17 条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(県政に関する調査等の権限)

第 18 条 議会は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 100 条第 1 項の規定による県の事務に関する調査の権限その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。

(基本計画等の重要な政策又は施策)

第19条 議会は、知事等が、県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策を作成又は変更するときは、資料の提供及び説明を求めるとともに、関連する政策提案を行うものとし、知事等は、これらに誠実に対応するものとする。

第6章 議会改革

(議会改革の推進)

第20条 議会は、地方分権の進展等の社会情勢の変化に対応し、継続的に議会改革に取り組むものとする。

(交流及び連携の推進)

第21条 議会は、議会改革を効果的に推進するために、他の地方公共団体の議会と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、重大な使命及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位と政治倫理の向上に努めなければならない。

(資産等の公開)

第23条 議員は、資産等の公開については、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例(平成7年愛媛県条例第49号)により、積極的に行うものとする。

第8章 議会事務局

(議会事務局)

第24条 議会は、議会の政策立案及び政策提言に関する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第25条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第9章 補則

(他の条例等との関係)

第26条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第27条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。